

Ⅲ 各説

1. 国指定史跡のための導入的な調査手法と植生管理の提案

1-1. 史跡指定範囲の考え方

史跡とは、史跡としての価値が広がる範囲の土地を面的に指定したもので、個々の古墳を総称して指定する古墳群や、関連遺跡を附指定する場合などを除き、点としての指定は基本的に行われていない。長島愛生園においても、山稜部を除く島の大半に治療や療養、生活に関わる施設や造成された土地等が所在しており、面的な指定を前提として検討する。(図 5、本書 49 ページ)

史跡指定後はその範囲について文化財としての確実な保存管理が求められる。所有者もしくは管理団体は、史跡の範囲を示した杭を設置するとともに、保存活用計画を作成して保存の方法を定め、現状変更の取扱基準に基づく適切な手続きを執り、保存管理や活用、整備を行う必要がある。現在は、厚生労働省が所有者として長島愛生園の管理運営を行っているが、療養所機能が失われた後の長島愛生園の取り扱いに関する方針を確認し、関係者間の協議調整を踏まえて**土地所有及び管理団体を設定して、史跡指定の意見具申を行う**必要がある。

長島愛生園において想定される史跡の本質的価値(本書 122 ページ)を含む範囲を網羅することを前提とすると、以下の史跡指定範囲と土地所有の関係が想定される。

【指定範囲の設定と土地所有の関係】

① 長島愛生園全域(図 23、本書 119 ページ)

(邑久光明園との境界まで)

- A) 土地所有は厚労省のままで瀬戸内市が管理団体となる
- B) 土地は瀬戸内市に払い下げ瀬戸内市が所有者、管理団体となる

② 長島愛生園の西側一部を除く範囲(図 24、本書 120 ページ)

(昭和 21 年以前からの厚生省所管地西側境界より東側)

- A) 土地所有は厚労省のままで、指定範囲について瀬戸内市が管理団体となる
 - 文化財保護法適用外(指定以外)の土地については厚労省が管理を継続する
- B) 土地は瀬戸内市に払い下げ、瀬戸内市が所有者、史跡範囲の管理団体となる
 - 文化財保護法適用外(指定以外)の土地の管理を世界遺産の中で対応可能か
- C) 指定範囲のみ瀬戸内市に払下げ、瀬戸内市が所有者、管理団体となる
 - 光明園と愛生園の払下げ地の間の土地のみ厚労省所有の継続があり得るか

③ 長島愛生園の西側一部と東側山稜部を除いた範囲(図 25、本書 121 ページ)

(昭和 21 年以前からの厚生省所管地に相愛地区と報国農園が位置する地区の尾根筋までを加えた範囲)

- A) 土地所有は厚労省のままで、指定範囲について瀬戸内市が管理団体となる
 - 文化財保護法適用外(指定以外)の土地については厚労省が管理を継続する

- B) 土地は瀬戸内市に払い下げ、瀬戸内市が所有者、史跡範囲の管理団体となる
→ 文化財保護法適用外（指定以外）の土地の管理は世界遺産の中で対応可能か
- C) 指定範囲のみ瀬戸内市に払下げ、瀬戸内市が所有者、管理団体となる
→ 療養所に関わりのない山稜部が残地となるため、考えにくい



長島愛生園歴史館蔵

長島愛生園内の道路の分岐点に設置されていた盲導鈴は、園内を歩く盲人入所者にとって不可欠な設備だった。現在は場所により異なる局のラジオが流れ、往時の盲導鈴を偲ばせる。

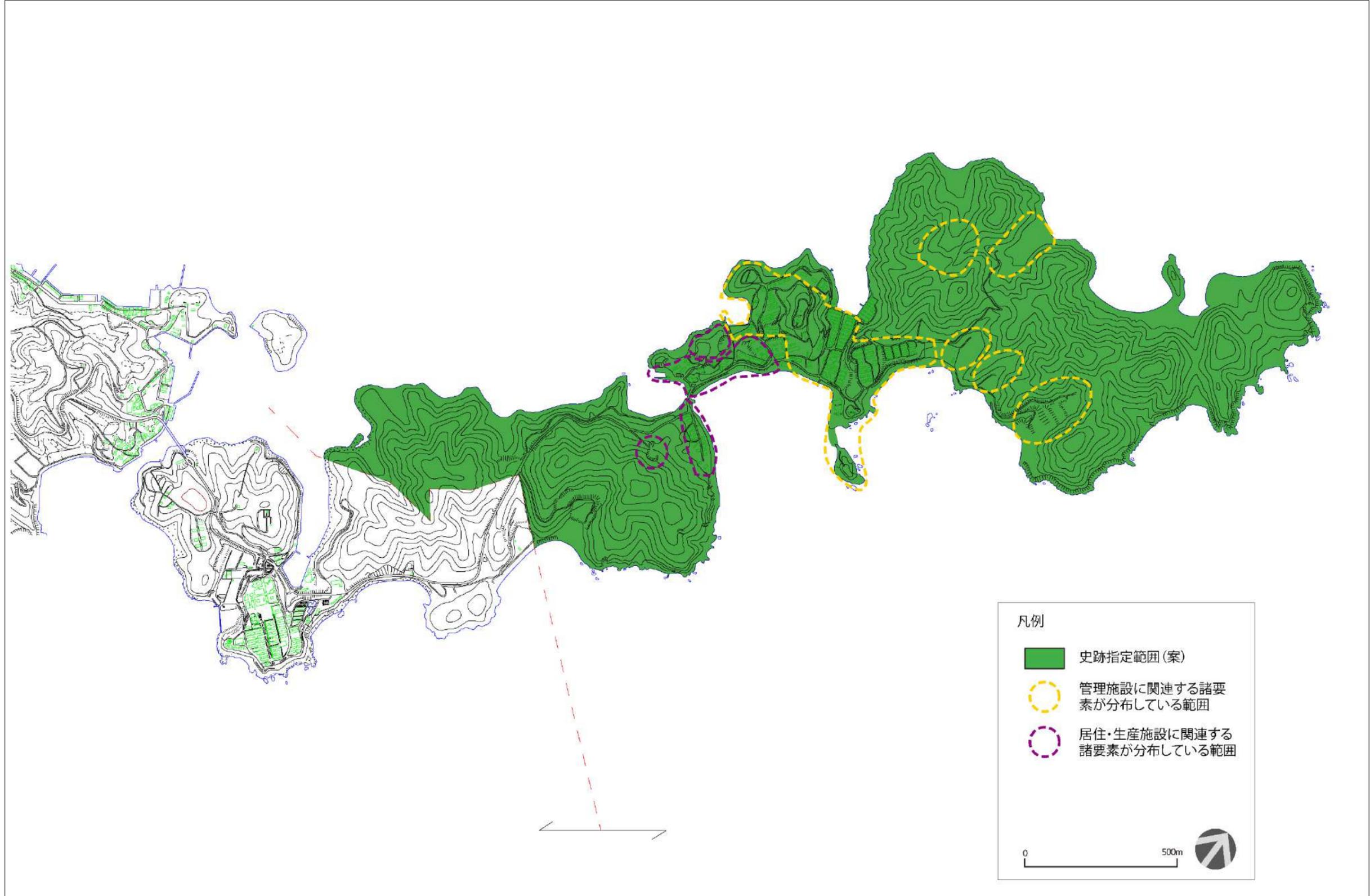
ページ調整



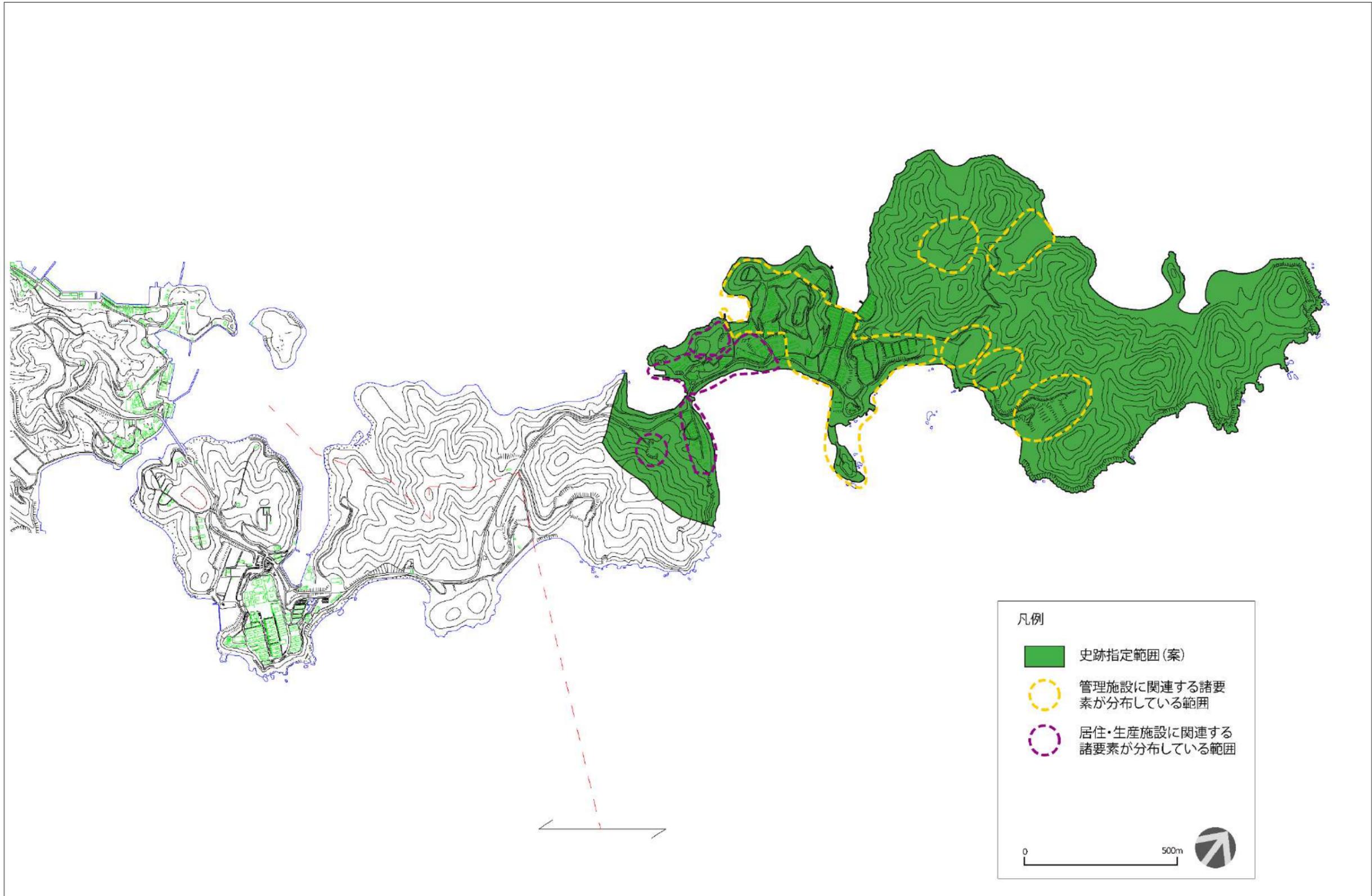
長島愛生園歴史館蔵

現在の望潮台地区に存在した礼拝堂と事務分館。建造当時、邑久郡随一の木造建築と云われた礼拝堂は、1971（昭和46）年9月28日午前1時30分頃に出火し全焼した。

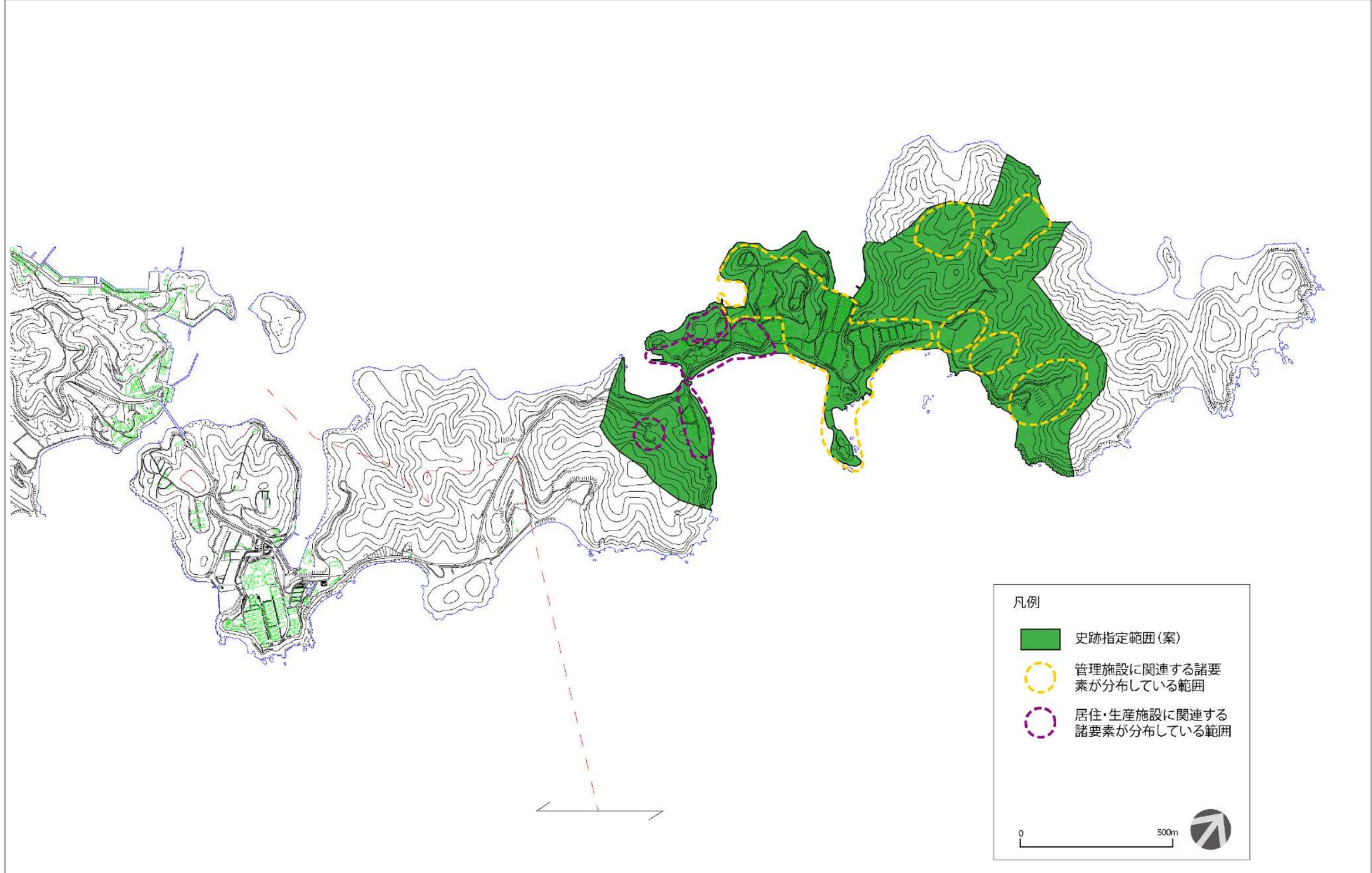
① 図 23 長島愛生園全域



② 図 24 長島愛生園の西側一部を除く範囲



③ 図 25 長島愛生園の西側一部と東側山稜部を除いた範囲



1-2. 史跡の本質的価値

史跡の保存とは、史跡の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達していくことである。史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。

史跡の構成要素は、『**本質的価値を構成する枢要の諸要素**』と『**史跡地において本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素**』に大別される。さらに後者は「本質的価値と密接にかかわる諸要素」と「その他の諸要素」に分類される。

『**本質的価値を構成する枢要の諸要素**』とは、史跡の特性や価値を有する諸要素であり、改変することなく確実に保護する必要がある要素である。史跡の指定理由・指定要件に示されるため、今後史跡化を目指す際には意見具申の際の調査報告書には明確に長島愛生園の価値として記載する必要がある。

長島愛生園における本質的価値を現段階では明確に述べることはできないが（そのためにも園史を作成し学識経験者や専門家を交えて協議を行う必要がある。）、入所者が上陸してから亡くなり、この地に骨をうずめるまでに係わった収容棧橋等の構造物、治療・生活のための施設、管理施設とこれらの建設に伴い造成された地形、入所者によって作られた諸施設、慰霊施設、宗教施設、インフラ、生産施設などが含まれると想定される。

『**史跡地において本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素**』は「本質的価値と密接にかかわる諸要素」と「その他の諸要素」に分類される。

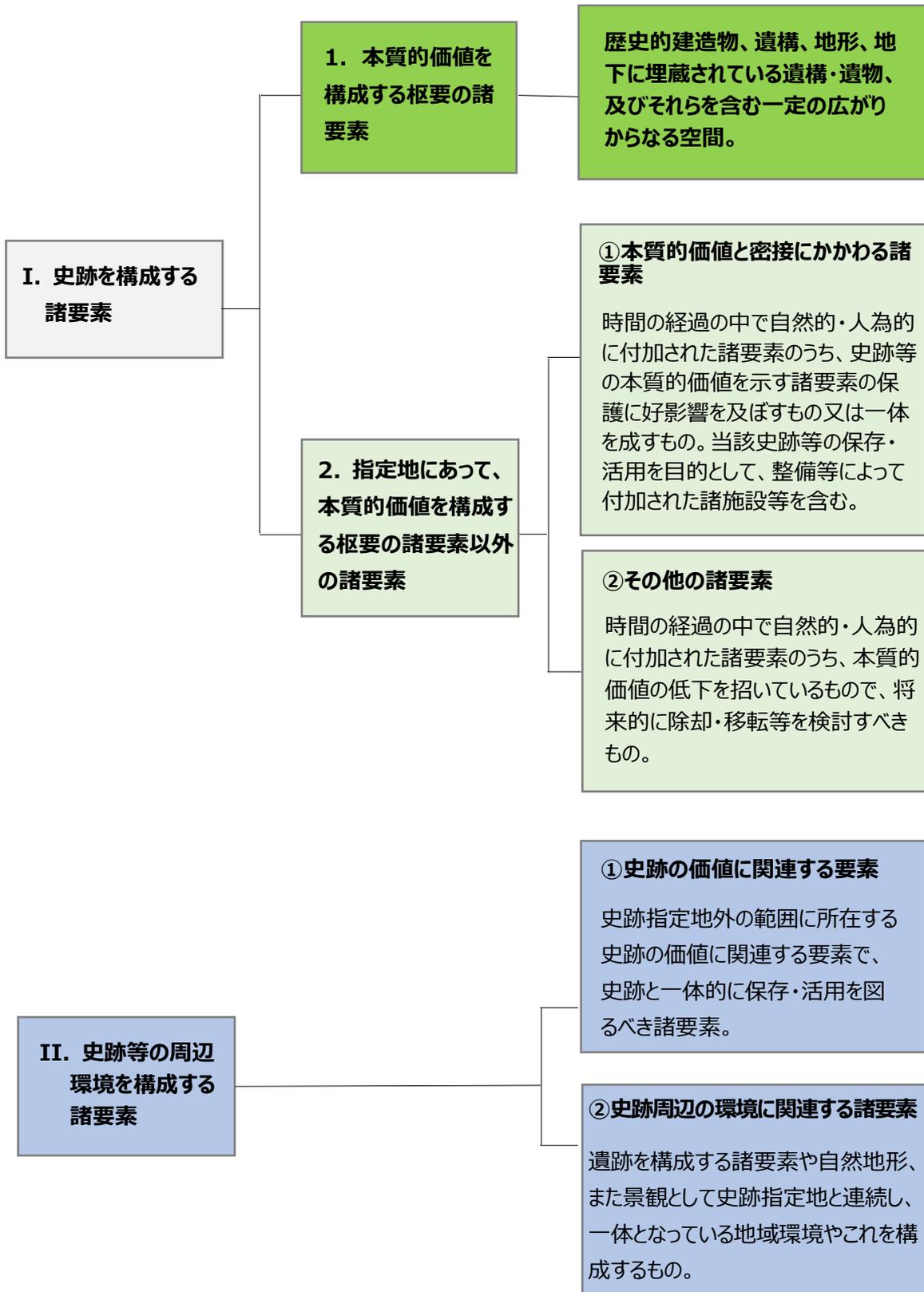
「本質的価値と密接にかかわる諸要素」とは、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡の本質的価値を現在に伝える上で欠くことのできないものである。建設用土や石材調達に用いられた土取場跡、入所者や皇室関係者などの句碑・歌碑などがある。

「その他の諸要素」とは、本質的価値と関わりのない仮設工作物、近年整備されたインフラ設備、遺構の保存に悪い影響を及ぼしているかまたは、将来的にその可能性があるもの、史跡の環境を損なっているもの等で、将来的には除却または移転を検討すべきものも含まれる。テレビ塔、砂防ダム、排水施設、レジャー用の係船柱や竈などがある。

以上が**史跡の指定範囲内の諸要素**だが、史跡の周辺環境や景観、さらには史跡と関係の深い諸要素が範囲外に所在する場合には、**史跡の周辺環境を構成する諸要素**として位置付けられる。これはさらに**史跡の価値に関連する要素**（可能性として、愛生園の伊良々果樹園跡や国立療養所邑久光明園、邑久長島大橋等）と、**史跡周辺の環境に関連する諸要素**（可能性として、長島周辺の海域、対岸の景観等）に分類される。

これら史跡に関する諸要素を表にまとめると、次のとおりとなる。

1-3. 史跡の諸要素体系



1-4. 史跡の諸要素体系の調査手法の提案（悉皆調査の必要性）

諸要素の現状と価値分類の例

（履歴や由緒について詳細未調査のため、下記分類は今後変更の可能性あり）

【諸要素の現状と価値分類の例①】相愛溜池・牛舎跡周辺

相愛溜池

種別	諸要素	現状（記載なき物は問題なし）	履歴
溜池	溜池	土砂（白砂）の堆積	
	溜池に流れ込む河道		
	斜面	水みちの洗堀が進行	
工作物	石組水路（相愛農園へ）		
	堰		
	吐水口（水路に排出）		
	暗渠管		
	U字溝（グレーチング）		
	説明板		
植生	灌木・雑木		

相愛牛舎跡

種別	諸要素	現状（記載なき物は問題なし）	履歴
建造物	相愛牛舎	劣化の進行	1962（S37）それ以前は新良田地区
遺構	礎石	上部構造は崩壊し、基礎部分のみ残る	1962（S37）
	コンクリート基礎		1962（S37）
	柵（水溜）	現存	1962（建造時と想定）
竈跡	竈	一部が残る	1962（建造時と想定）
	コンクリート土間	一部が残る	1962（建造時と想定）
	竈覆屋跡	一部が残る	
周辺地	造成地形（平坦地）	地形は現存	1962（建造時と想定）
	小屋跡（土間、部材等）	崩落した屋根材等が散在	1962（建造時と想定）
工作物	説明板		
	水路		
	U字溝（グレーチング）		
道路	牛舎前道路		1939（S14）の図に山道の記載

相愛水田跡

種別	諸要素	現状（記載なき物は問題なし）	履歴
水田跡	水田跡		
	コンクリート柵	コンクリートの劣化	
	畔	経年による一部崩落	
	水路	経年による一部崩落	
	瓦による縁石	経年による一部崩落	
工作物	小屋	破損が進行	
	肥溜め跡	点在（石、陶器）	
植生	水田跡のハマスゲ？		
道路	牛舎前～相愛の磯の道路		

諸要素区分		諸要素	
相愛溜池・牛舎跡の価値を構成する諸要素	I-1 本質的価値を構成する 主要の諸要素	牛舎の建造物、 構造物	相愛牛舎
		牛舎に関連する 遺構	牛舎跡礎石、牛舎跡コンクリート基礎、竈跡、竈覆屋跡、建物土間跡
		牛舎周辺造成地 形	平場、山側土羽法面
		農園跡	柵（金属柱、木柱）、肥溜め（陶器、コンクリート） 小屋、素掘り水路、畔、土留石積み、平場
		相愛溜池	溜池、流入水路、流出水路、堰
		相愛の磯	海岸線
		道	山道
	I-2-① 本質的価値と 密接に関わる諸 要素	利活用施設	相愛溜池説明板、牛舎説明板、案内板
		植生	樹林(薪炭林跡)
		工作物	U字溝、グレーチング蓋
	I-③ その他の諸要素	土砂	相愛溜池堆積土砂
		道路	舗装道路
		竈	レジャー用竈
		植生	耕作放棄地の植生

I - 1 「本質的価値を構成する枢要の諸要素」の現状

		
相愛牛舎	牛舎跡工作物遺構	相愛溜池
		
農園跡	相愛の磯（海岸線）	山道

I - 2 - ① 「本質的価値と密接に関わる諸要素」の現状

		
相愛溜池説明板	U字溝・グレーチング蓋	暗渠

I - ③ 「その他の諸要素」の現状

		
舗装道路	レジャー用竈	耕作放棄地の植生

【諸要素の現状と価値分類の例②】園長官舎周辺

園長官舎			
種別	諸要素	現状(記載なき物は問題なし)	履歴
建造物	官舎	登録文化財として管理	1930 (S5.1)
	物置		1930 (S5.1)
工作物	門柱・門扉		
	生垣		
	石積土留		1930の可能性あり
	間知ブロック擁壁		
	土羽法面		1930 (建設時と想定)
	U字溝		
	汚水枳		
	引込柱		
	水栓		
	説明板		
庭園	庭園修景樹木	植生管理されている	
	沓脱石 (自然石)		
	沓脱石 (切石)		
	庭園石組		
	飛び石		
	灯籠		
	水鉢		
	裏庭高木	植生管理されている	
	ブロック縁石		
	張芝	イノシシによる攪乱あり	
地形	造成地形 (平坦地)		1930 (建設時と想定)
	海岸側段差地形		1930 (建設時と想定)

諸要素区分		諸要素	
園長官舎	I-1 本質的価値を 構成する枢要の 諸要素	建造物	園長官舎、物置、沓脱石 (自然石)、沓脱石 (切石)
		造成地形	平場、海岸側段差地形、東側斜面部土羽法面、同土留石垣
		庭園	庭石組、飛び石、灯籠、水鉢
		植生	庭園修景樹木、裏庭の高木、カイヅカイブキ生垣、玄関脇修景樹木、低木類、張芝
	I-2-① 本質的価値と 密接に関わる諸 要素	利活用施設	説明板
		外柵	門扉、門柱
		工作物	間知ブロック擁壁、ブロック縁石
		インフラ施設	引込柱、屋外水栓、汚水枳、U字溝、グレーチング蓋

I - 1 「本質的価値を構成する枢要の諸要素」の現状

		
園長官舎	土留石垣	灯籠・水鉢
		
修景樹木	張芝	海岸側段差地形

I - 2 - ① 「本質的価値と密接に関わる諸要素」の現状

		
園長官舎説明板	門柱	屋外水栓

1-5. 植生管理の提案

本来は長島愛生園全体の植生調査を実施した後にその管理手法を検討すべきではあるが、現実的に建造物や土地に影響を及ぼしている樹木が園内には存在する。そこで、以下を暫定的な管理方針として提案する。

なお、現在外部の造園業者にて行われていると思われる植生管理はおおむね適正である。今後も引き続き実施されたい。

- 落葉は樋の詰まりや周辺に湿気をため込む要因となるため、可能な範囲で建造物周辺からの除去を日常管理の一環として行う。
- 伐根は地形の変形をもたらす可能性があるため行わない。
- 枝葉の剪定は日常管理の一環として行う。
- 主幹の伐採は建造物への影響の程度により必要に応じて行う。
- 傾斜木については以下にて測定した角度が 60 度を超える場合には、主幹の伐採を行う。

非公開

2. 個別建造物の現状と日常管理の提案

2-1 木造建造物の現状と仮設養生（鞆堂方式）の提案

2021（令和3）年中に図26（本書132ページ）の網掛け物件を（株）文化財保存計画協会が調査を行った。それらの現状評価は図27（本書133ページ以降）のとおりである。

比較的小規模な木造建造物については、現在十坪住宅にて緊急保全的にトラックシートによる仮設養生が実施されているが、以下の鞆堂方式による養生も実績があるため検討の参考とされたい。

仮設養生（鞆堂方式）の事例

■概要



■工法

屋根外壁とも単管足場に下地として胴縁を取付け、屋根は波鉄板、外部はメッシュシートを張る。メッシュシートは外から押縁で挟み込んで固定する。この事例では単管は地面に打ち込んで固定しているが、長島愛生園の場合は今後の史跡地への指定を見込んで、足元に鉄骨を廻すなど地面の掘削を伴わない形での固定方法の検討が必要である。



非公開

■ 設置から約 6 年経過した状況

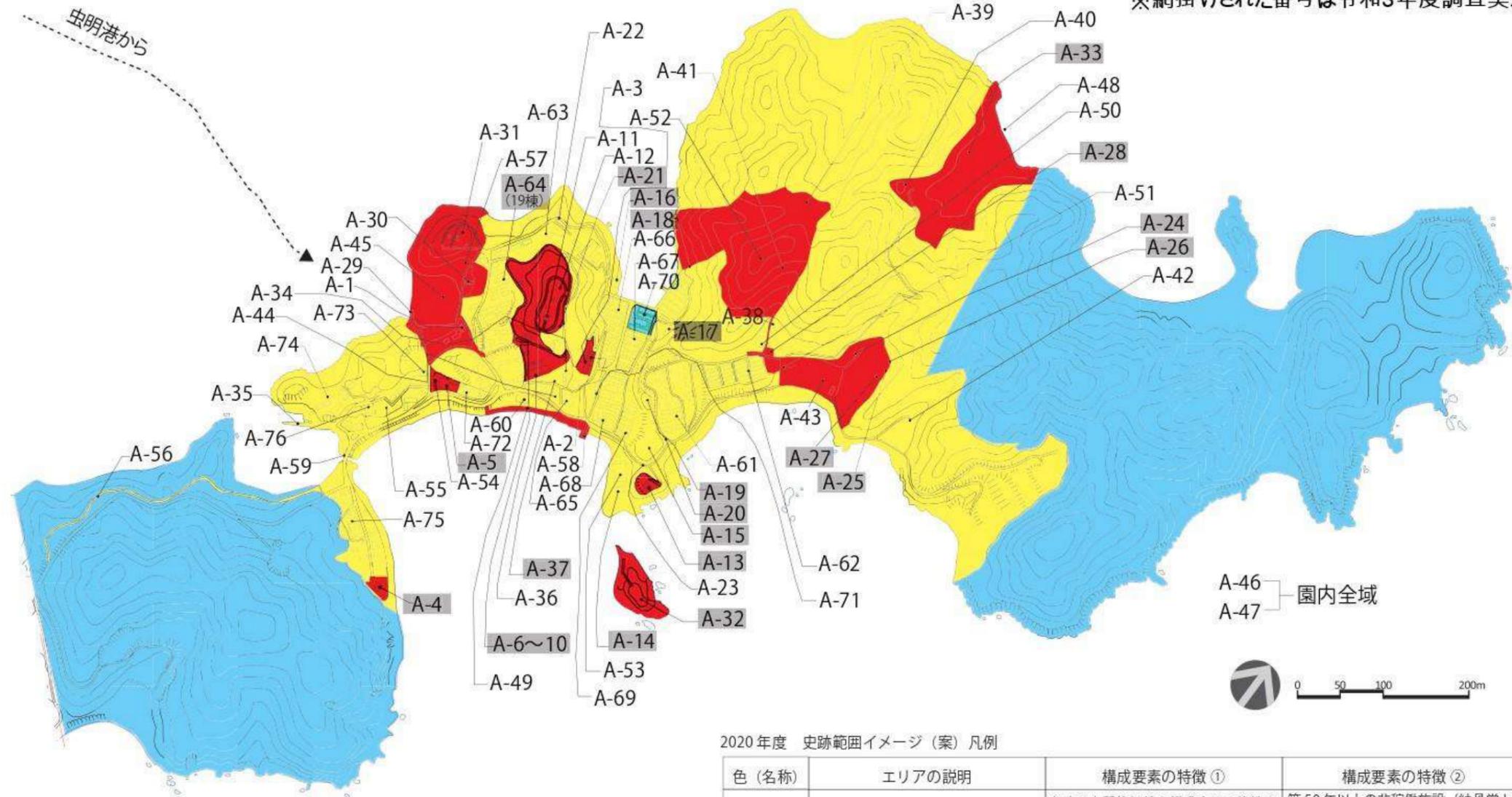
屋根面からの漏水は見られないが、メッシュシートに破れがみられた。シートの亀裂部分から藁が伸びている状況があり、仮設置後も適宜内部状況を確認しながら管理を続けていくことの必要性を感じる。そのためにも完全に閉じてしまわず、出入り口を設けるなどの工夫が必要である。通風を考慮すればメッシュシートが望ましいものの、メッシュシートは仮設材であり耐久性に課題がある。設置が長期間にわたる場合には 5 年程度を目安にシートの張替えを見込んでおく必要がある。

非公開

2020年度 国指定史跡範囲イメージ（案） 国立療養所長島愛生園

NPO 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
 ・2020年度 ロードマップ進捗管理・学術調査報告書 別紙参考資料
 ・2020年度 年次報告書別紙参考資料
 ※無断転載禁止

※網掛けされた番号は令和3年度調査実施建造物



※注：これは国指定史跡及びゾーニングの範囲を視覚的に共有するために作成したイメージ図である。
 それぞれの範囲及び構成要素は、今後の協議のための案である。

2020年度 史跡範囲イメージ（案）凡例

色（名称）	エリアの説明	構成要素の特徴①	構成要素の特徴②
赤（A）	史跡に含まれる可能性が高いエリア	史跡の本質的価値を構成する可能性の高い要素	築50年以上の非稼働施設（納骨堂と邑久長島大橋等を除く）
黄（B）	(A)と(C)の可能性が混在するエリア	イ) 史跡の本質的価値を構成する可能性があるが、稼働中の要素 ロ) 史跡の保存・活用に有効な可能性がある要素 ハ) 史跡の保存・活用を阻害する可能性がある要素	稼働施設及び非稼働施設（築50年以上を含む）
青（C）	史跡に含まれる可能性が低いエリア ※世界遺産の枠組みとしては緩衝地帯として保護すべきエリア	自然的要素（周辺地形、山林等）・インフラ的要素（道路等）	(A)、(B)以外だが、史跡とは別の保護を行うべき要素

図 26 (株)文化財保存計画協会による木造建造物調査実施一覧

図 27 (株)文化財保存計画協会による木造建造物調査結果一覧表

史跡を構成する要素(案)一覧(国立歴史民俗資料館)

記号番号	NPO_No.	実定額No.	分類	様式	移築・非移築	建築年	構造種別	名称	外観	保存状態 (A・B・C)	破損概要	修理に関する事項ほか	予算措置
A-1	1	1	移築有形文化財	様式1	非移築	1930	RC	旧収容所				耐震診断とそれに伴う耐震補強。定期的な屋上防水。	
A-2	2	2	移築有形文化財	様式1	非移築	1930	RC	旧日出浴場				耐震診断とそれに伴う耐震補強。要大規模修理。	
A-3	3	3	移築有形文化財	様式1	非移築	1930	RC	旧洗濯場				耐震診断とそれに伴う耐震補強。要大規模修理。	
A-4	4	4	移築有形文化財	様式1	非移築	1930	W	園長官舎		A	室内敷居・外部隅柱被害、壁部分的に漏水	木造建築の劣化に伴う定期修理中。	
A-5	5	5	移築有形文化財	様式1	移築	1930	RC/W	旧事務本館		A		耐震補強(診断済)。要内外装修理。	厚労省
A-6	6	6	建造物	様式2	非移築	1933	W	十坪住宅(母の家)		B	トラックシートで母屋部分を養生中。敷設後4年程度経過。各所に破損はあるが他の十坪住宅にくらべると比較的良好的状態を保っている。	瓦が当初からセメント瓦である可能性が高いため、保存修理における取り扱いを検討する必要がある	
A-7	7	7	建造物	様式2	非移築	1932	W	十坪住宅(梅ヶ巻)		C	トラックシートで母屋部分を養生中。敷設後4年程度経過。シート自体に破れはないが、敷設後も建物の破損・腐朽が進行している。破損は甚大で床組みの腐朽により内部に立ち入るのも危険な状況。	十坪住宅最古の建物。増改築を繰り返しているが、建設時の図面が残されている。	
A-8	8	8	建造物	様式2	非移築	1933	W	十坪住宅(第四千代田)		C	トラックシートで母屋部分を養生中。敷設後4年程度経過。シート自体に破れはないが、敷設後も建物の破損・腐朽が進行している。破損は甚大で床組みの腐朽により内部に立ち入るのも危険な状況。		
A-9	9	9	建造物	様式2	非移築	1938	W	十坪住宅(路太利)		A	ハンセンボランティア「ゆいの会」が2020/03/21より改修。2021年春竣工。	保存に関する自発的な活動は評価されるが、今後、修理の仕様や方針などに関する指針の策定が求められる。	
A-10	10	10	建造物	様式2	移築	1934	W	十坪住宅(第二兵庫)		C	直近で落枝による瓦の落下や屋根の檜が一部破損した形跡があり、雨水の浸入による破損・腐朽の進行が懸念されるため早急な対応が求められる。	入所者利用中。	厚労省
A-11	11	11	建造物	様式2	移築	1935	RC	恵の鐘				RC構造物劣化に伴う定期修理中。	
A-12	12	12	移築有形文化財	様式3	非移築	1935	-	光が丘				十坪住宅一般畑一雑草。下草定期伐採中。	
A-13	13	13	建造物	様式2	非移築	1945	W・RC (地下)	恩賜記念館		A/C	20年ほど前、歴史館が開館するまで展示スペースとして使用。内部はほとんど新建材で被覆されているため、躯体の破損状況を知ることは困難であるが、目立った雨漏りや床の不陸等は確認できない。外部開口部隣部、玄関左の倉庫の天井・壁にクラック。建物後方の控室天井の一部に小さな雨染み。図書室として使用されていた地階は、躯体の腐裂、鉄筋の露出、天井板の落下、床の抜け落ち等、破損の進行が甚大→床を支持するための仮設が必要か？	床のたわみと壁面の剥離。耐震診断未実施。	
A-14	14	14	建造物	様式2	移築	1950	W	聖教会		B	屋根瓦に多少のバラつきあり。小屋組のトラスがややたわんでいる様子で、天井際の壁面にクラック、建具枠に歪み→継続使用するのであれば、耐震補強が必要か？礼拝スペース及び牧師室は畳の交換を要する。かつて神学校として使用された図書室及び信者用図書室を始めとし、所々に雨漏りあり。2階建ての増築部分は全体的に歪み、各所に亀裂あり。階段しっくい壁に部分的な剥離、雨漏りを確認できる。	入所者利用中。定期修理中。牧師常駐。	厚労省

史跡を構成する要素（案）一覧（国立歴史資料研究所島笠生園）

記号番号	NPO_No.	案番号	分類	様式	移動・非移動	建築年	構造種別	名称	外観	保存状態 (A・B・C)	破損概要	修理に関する事項ほか	予算措置
A-15	15	35	建造物	様式2	移動	1950	W	ロザリナ教会		A	祭壇の天井に雨漏れを確認できるが、直上にある増屋足元を板金で補修済、漏水は止まっている様子。	入所者利用中。定期修理中。	厚労省
A-16	16	36	建造物	様式2	移動	1958	W	高宗会館		A	祭壇の梁が多少たわんでいるが問題なし。当初の仕様であるセメント瓦から瓦に置き替えるなど、雨漏れは対処済。玄関脇に大きなクラックがあるが補修済。外壁仕上げ3か所ほど表面剥離。	入所者利用中。定期修理中。	厚労省
A-17	17	37	建造物	様式2	移動	1974	W	高貴宗大教室		A	本堂右手控室の天井に雨染みがあるが、その他特に問題なし。	入所者利用中。定期修理中。	厚労省
A-18	18	38	建造物	様式2	移動	1958	W	天理教誠心会		A	建物後方、廊下の天井に数か所雨染みあるため、降雨時に要確認。その他特に問題なし。	入所者利用中。定期修理中。	厚労省
A-19	19	39	建造物	様式2	移動	1959	W	法華堂		A	建物右側面基礎と背面壁にクラック数か所。背面のクラックは特に大きい補修済。クラックの挙動については定期的に要確認。	入所者利用中。定期修理中。	厚労省
A-20	20	40	建造物	様式2	移動	1977	W	仏立会館		A	特に問題なし。	入所者利用中。定期修理中。	厚労省
A-21	21	41	建造物	様式2	移動	1955	W	神宗通聖堂		A	玄関左側面外壁、小壁の漆喰が一部剥離。建物背面の屋根・庇・雨樋に落ち葉が堆積しているため、早急に周辺樹木の枝払いと清掃が必要。本堂内部、花頭窓周りの土壁が部分的に剥離。本堂左手控室の天井に雨染みあり。	入所者利用中。定期修理中。	厚労省
A-22	22	15	（移動物及び土蔵）	様式3	移動	1935	-	波達道隆				園内インフラとして稼働中。定期修理中。	
A-23	23	16	（移動物及び土蔵）	様式3	移動	1938	-	一朗道				園内インフラとして稼働中。定期修理中。オリジナルの保存？	
A-24	24	17	建造物	様式2	非移動	1955	W	新良田教室女子寮		C	屋根に落ち葉堆積、要清掃。屋根を部分的に板金にて補修済。軒先クラック補修済あり。建物背面裏口の敷居は腐朽が進行中。第6号床の抜け落ち、畳を上げて床下の状況を緊急に確認する必要がある。第6号を中心とする外壁各所にクラックがあるが、床の沈下との因果関係は不明。第2号、床に不陸あり。玄関・第2・3・5号、2号前廊下、雨漏れによる天井板の腐朽。アトリエ内、天井に一部カビ。降雨時に雨漏れの状況を確認のうえ、シート養生が必要か？	老朽化。入所者が直近までアトリエとして利用。一部雨漏り、シロアリ確認。	
A-25	25	18	建造物	様式2	移動	1955	W	新良田教室講堂		B	外部控え壁足元のモルタル仕上げ剥離、要補修。窓下及び軒先のクラックは補修済。舞台開口部、梁にたわみと水平クラック。梁横の天井に雨染みあり。舞台側面柱頭にクラック数か所。スパンが飛んでいることによるものか継続使用するなら耐震補強が必要？	現在も講堂として使用中。	厚労省
A-26	26	19	建造物	様式2	非移動	1955	W	新良田教室理科室（特別教室）		C	床の抜け落ち、屋根雨漏り。背面側の破損大。	・背面側は樹木の影響が大きいため対策を考慮する ・建物周辺の地盤が高くなっているため床下に水が廻らないよう排水対策が必要	
A-27	27	20	建造物	様式2	非移動	1955	W	新良田教室男子寮		C	枝との干渉により屋根の檜が一部破損。破損の進行が懸念される。	現在、入所者用の車庫に改修されて使用中。 ・樹木の管理が必要	

史跡を構成する要素(案)一覧(国立歴史資料研究所島生園)

記号番号	NPO No.	登記国名	分類	様式	稼働・非稼働	建築年	構造種別	名称	外観	保存状態 (A・B・C)	破損概要	修理に関する事項ほか	予算措置
A-28	28	25	建造物	様式2	非稼働	1957	W	新良田教室治療分室		C	背面側の屋根が抜け落ち雨漏りによる破損が甚大。OUVIに照らし合わせてみると、建物の特質上、構成資産に含まれる可能性が高いため、早急に登録文化財にしたうえで補助金を活用し、本格的な保存修理を行うべき。また、施設全体の性格を知らうえて重要な建造物であるため、早期の公開が求められる。	・背面側は樹木の影響が大きいため対策を考慮する	
A-29	29	21	建造物	様式2	非稼働	1939	C/RC	収容棟				NPO調査中	
A-30	30	22	建造物	様式2	非稼働	1930	RC	監房跡				NPO調査中	
A-31	31	23	建造物	様式2	稼働	1934/2002	RC	納骨堂				将来に渡り園が管理、内部は引き続き非公開。	
A-32	32	24	建造物	様式2	非稼働	1935	W	長島神社				老朽化。屋根の破損。鳥居及び参道の地盤崩落。	
A-33	33	26	建造物	様式2	非稼働	1951	W	相愛生舎		C		老朽化。数本の骨柱で補強し、倒壊回避。	
A-34	34	27	建造物	様式2	稼働	1981	RC	神谷書庫				収蔵資料に価値はあるが、建物及び場所の価値は低い。	
A-35	35	28	建造物及びその他	様式3	稼働	1930?/2020	S	船越棧橋				園内インフラとして稼働中。立ち入りは不可。	
A-36	36	34	建造物	様式2	稼働	1938		恩賜寮(石垣部分)				面宿所。石灯籠以外は全て更新築。	
A-37	37	43	建造物	様式2	稼働	1937	W	売店		B	建物左側面、妻壁の漆喰に亀裂があるが補修済。下見板の塗剥、経年劣化。右側隅角部の下見板足元腐朽。右側後方、軒天板が一部脱落。建物背面足元、隣接する壁体からの雨水の跳ね返りを受け損害の可能性あり。建物背面の屋根及び雨樋に落ち葉堆積、早急な清掃と枝払いが必要。室内は新建材にて被覆されているため、躯体の破損状況を確認することは困難。	園舎が利用された場所。売店一集会所(躯体はオリジナル)。	厚労省
A-38	38	33	建造物及びその他	様式3	非稼働	戦時中	-	旧少年会へ続く旧道				一部のみ現存。下草が生い茂る。	
A-39	39	29	建造物及びその他	様式3	非稼働	1943	-	鞆園農園				バケツコースの一部。擁壁の崩落等は園の施設整備費で対応。	
A-40	40	30	建造物及びその他	様式3	非稼働	1943	-	相愛溜池				バケツコースの一部。土砂が堆積。	
A-41	41	31	建造物及びその他	様式3	非稼働	戦時中	-	少年農園				バケツコースの一部。下草が生い茂る。	
A-42	42	32	建造物及びその他	様式3	非稼働	1953	-	歌合跡				更地。管理上、立入不可。	
A-43	43	42	建造物及びその他	様式3	稼働	1951	-	新良田地区寮会跡				更地。Gゴルフ場。	
A-44	44	-	建造物	様式2	稼働	1930	SRC	汽缶場(煙突)				修繕作業(石炭上げ)。園内インフラとして稼働中。内部立ち入りは不可。	
A-45	45	-	建造物及びその他	様式3	非稼働		-	内白間地区の景観				NPO調査中	
A-46	46	-	建造物及びその他	様式3	稼働		-	高導筒(マジオ)のある景観				90か所。高導筒→ラジオ 園内インフラとして稼働中。	
A-47	47	-	建造物及びその他	様式3	稼働		-	高導筒のある景観				全長3km。園内インフラとして稼働中。	
A-48	48	-	建造物及びその他	様式3	非稼働		-	相愛の湯				水田跡あり。	
A-49	49	-	建造物及びその他	様式3	非稼働	1931	-	開拓患者上陸地点				隔離収容所発祥の地。オリジナルな遺構は無し。	
A-50	50	-	建造物及びその他	様式3	非稼働		-	少年会跡				少年少女会取り壊し後、入所者住宅を建築。	
A-51	51	-	建造物及びその他	様式3	非稼働	1938	-	愛生学園跡				二宮金次郎像のみ。更地。	
A-52	52	-	建造物及びその他	様式3	非稼働	1934	天然石	紀元2600年礎				望ヶ丘の頂上。無類県運動との関係性、オリジナル。	
A-53	53	-	建造物及びその他	様式3	稼働	1997	RC	愛生会館				園内インフラとして稼働中。	
A-54	54	-	建造物及びその他	様式3	非稼働			グランド跡(階段)				歴史館西の階段。	

史跡を構成する要素（案）一覧（国立療養所長島愛生園）

記号番号	NPO_No.	発立期(年)	分類	様式	標榜・非標榜	建築年	構造種別	名称	外観	保存状態 (A・B・C)	破損概要	修理に関する事項ほか	予算措置
A-55	55	-	建築物(近代)	様式3	非標榜			保官園跡(階段)				未整備児童に関する遺構。駐車場の一部(園内インフラ)として稼働中。	
A-56	56	-	建築物(近代)	様式3	非標榜			旧光愛道跡				両国をつなぐ旧道。架橋への両国交流の証。下草が生い茂る。	
A-57	57	-	建築物(近代)	-	非標榜			目白家跡					
A-58	58	-	建築物(近代)	-	非標榜			炊事場棧橋					
A-59	59	-	建造物	-	標榜	1966/2005	RC	船越橋					
A-60	60	-	建造物	-	標榜	1981	RC	自治会事務所					
A-61	61	-	建造物	-	標榜	1977	CB	あけぼの団地(一般舎)(16棟)					
A-62	62	-	建造物	-	標榜	1988	CB	望ヶ丘団地(一般舎)(14棟)					
A-63	63	-	建造物	-	標榜	1985-1990	CB	浪花地区(一般舎)(4棟)					
A-64	64	-	建造物	-	標榜	1978-1989	CB・W	西部地区(一般舎)(19棟)			入所者が入居中のため調査不可。		厚労省
A-65	65	-	建造物	-	標榜	1982-1985	CB	望瀬台地区(一般舎)(3棟)					
A-66	66	-	建造物	-	標榜	2009-2018	RC	第1センター(5棟)					
A-67	67	-	建造物	-	標榜	2005-2011	CB・RC	第2センター(5棟)					
A-68	68	-	建造物	-	標榜	2003-2016	RC	第3センター(4棟)					
A-69	69	-	建造物	-	標榜	1989-1990	CB	第4センター(4棟)					
A-70	70	-	建造物	-	標榜	2017	RC	総合診療棟					
A-71	71	-	建造物	-	標榜	2012	RC	日出会館					
A-72	72	-	建造物	-	標榜	1996-	RC	事務本館等					
A-73	73	-	建造物	-	標榜	1979	RC	看護学校					
A-74	74	-	建造物	-	標榜	1976-1993	RC・CB	官舎地区(北)					
A-75	75	-	建造物	-	標榜	1977-1987	RC・CB	官舎地区(南)					
A-76	76	-	建造物	-	標榜	2004	S	たんぽぽ保育園					

【注】標榜：入所者の在園生活や職員の業務・生活に現在も利用されている施設を指す。非標榜：標榜以外の施設（主に啓蒙のために利用されている施設）を指す。

 令和3年度調査対象建造物

2-2. 非木造建造物（旧事務本館・旧収容所・旧日出浴場・旧洗濯場）の現状と緊急保全策の提案

（1）現状

①雨水処理

旧洗濯場を除き、創建当時の意匠の樋が敷設されているが詰まりや劣化により雨水を適切に排出できておらず、雨水が外壁を伝っている現状である。外壁自体の劣化や雨水の内部へのしみ込みによる鉄筋の劣化と爆裂をもたらしていると思われる。

また、旧日出浴場ではかつて樋があった痕跡の穴を見ることがきるが、樋自体が失われており、（詰まりがなければ）雨水が屋根から穴を通り外壁を直接伝って配水されている。外壁への影響は大きいと思われる。



旧事務本館（歴史館）北側の外壁シミ



旧収容所南側の外壁を伝って雨水が流れる様子

降雨時の旧収容所の様子（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=G1D4Hs4oBOg>



②鉄筋の爆裂

旧事務本館（歴史館）は目視できないが、それ以外では全てで確認できる。とりわけ旧日出浴場及び旧洗濯場に顕著に認められる。旧日出浴場は内壁、床及び建具の破損も著しい。



鉄筋が錆びて爆裂し、漆喰が剥離している現状
(左：旧洗濯場 右：旧日出浴場（女性風呂）)



内部間仕切りの一部が倒壊した旧日出浴場
(左：2021年4月 右：2022年1月)

③屋上

旧日出浴場及び旧洗濯場は目視できないが、落葉のみならず長年に渡り風で運ばれた土砂が堆積している可能性がある。旧収容所では落葉がたまり、排水に影響を与えている可能性がある。旧事務本館（歴史館）では蔦の管理と合わせて定期的なメンテナンスがなされている。



旧収容所屋上の一部にたまる落葉

④蔦

旧事務本館（歴史館）では定期的なメンテナンスが行われている。蔦は建造物本体に与える影響は大きいですが、旧事務本館は古写真によれば昭和 10 年代から既に蔦に囲まれており長島愛生園の玄関口の景観として今日に至っている。蔦を含めて引き続き管理すべきと考える。

旧収容所は、2015（平成 27）年に防水等の補修がなされた際に建造物を覆っていた蔦が除去されており、今日それを認めることはできない。

旧日出浴場及び旧洗濯場は蔦が繁茂しているが、旧事務本館のようにメンテナンスがなされておらず建造物自体への影響が大きくなってきていると思われる。

(2) 緊急保全策

本書 4 ページのとおり、旧収容所を除いて保存に向けた具体的な積算見積金額を厚生労働省歴史的建造物保存等検討会に提出しているため、本格的な補修は行うべきではないが日常管理の一環としての緊急保全策を以下の通り提案する。

①屋上と樋の清掃

雨水が一部で外壁を伝って配水されている現状は、外壁自体の劣化や雨水の内部へのしみ込みによる鉄筋の劣化と爆裂をもたらしていると思われる。最低年に一度は屋上に上がり、落葉や土砂を取り除き、樋を清掃すべきである。

②塩化ビニルパイプによる仮樋の設置

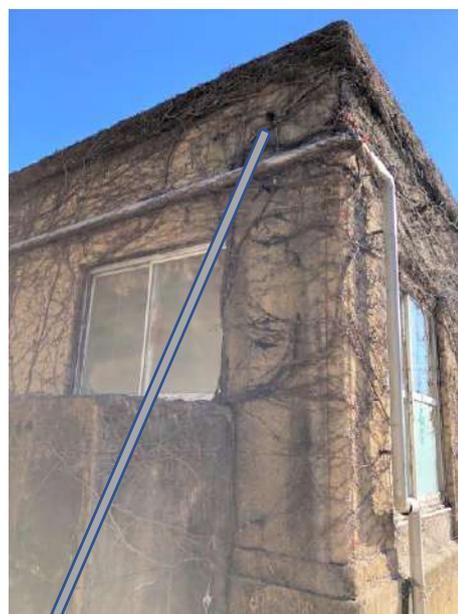
旧日出浴場の樋の痕跡の穴に適したサイズの塩化ビニルパイプを設置し、外壁に直接雨水が触れることを軽減する。本格的に真下に設置する必要はなく斜めに設置し、敷地内の排水溝まで雨水を誘導できれば良い。

③蔦の切除

旧日出浴場及び旧洗濯場に関しては建造物への影響が大きいため蔦の根元付近を切り、枯れた段階で建造物からの除去を行うことを検討すべきである。



切るべき蔦の根元付近イメージ



VPによる仮設樋の設置イメージ

2-3. 日常管理の提案

以下の点に留意し、定期巡回（年 4 回）及び臨時巡回（長雨後、大雨後、強風後等）を行う。

①周辺樹木について

- ・周辺樹木に落枝や倒木の危険性がないことを目視で確認する。
- ・枝葉が建物の軒先にかかるものは適宜剪定する。
- ・落葉は樋の詰まりや周辺に湿気をため込む要因となるため、可能な範囲で建造物周辺からの除去を行う。
- ・伐根は地形の変形をもたらす可能性があるため行わない。
- ・枝葉の剪定は日常管理の一環として行う。
- ・主幹の伐採は建造物への影響の程度により必要に応じて行う。
- ・傾斜木については、本書 129 ページのとおり測定した角度が 60 度を超える場合には、主幹の伐採を行う。



建造物に影響している樹木伐採の好例
(旧新良田配食場 左：2021年5月 右：2022年1月)

②雨水処理に関して

- ・屋根および樋は、落ち葉等の堆積物に注意を払い適宜清掃を行う。
- ・排水溝の点検を行い、つまりがみられる場合にはその清掃を行う。
- ・建造物等周辺に雨水が溜まると建造物等へも悪影響を与えるので、雨水が適切に排水されるよう手掘りで溝を掘り、土嚢等で流れを確保する。新たな排水溝の設置は地形の変形をもたらす可能性があるため行わない。



手掘り溝と土嚢による排水の好例（十坪住宅「徳島路太利」）

- ・降雨後に雨漏りの有無を点検する。雨漏りのある箇所は瓦の差し替え、周囲の葺き直しを行い、破損箇所が広範囲にわたる場合はシート養生を行う。

③日照、通風の確保について

- ・天気の良い日には、定期的に窓を開け通風を確保する。
- ・床下に通風の障害となる物を置かない。
- ・建物周囲の定期的な除草を行い、日照、通風の確保に努める。

④蟻害、虫害、腐朽防止について

- ・定期的に目視点検を行い、蟻道、虫道などの早期発見に努める。蟻害がみられる場合は専門業者に対策を依頼する。

⑤事故防止について

- ・落下の恐れのある瓦屋根や軒裏、外壁部分を確認した際は速やかに立入禁止措置をとる。
- ・ガラスの亀裂及び割損を確認した場合は速やかに飛散防止措置を取りガラスの入れ替えを行う。
- ・放火抑止のため、建物周囲に可燃物を置かないよう注意する。

⑥火災予防について

- ・建築物の内外から不要な可燃物を撤去し、日頃から火災予防を心掛ける。
- ・定期的な巡視により、火災の早期発見に努め、歴史的建造物及び工作物の焼失を未然に防ぐ。
- ・初期消火体制を整える。特に職員の目が届きにくい非稼働の木造建築物において発生する火災を想定した訓練などを、園全体の防災計画あるいは防火訓練の一部に取り込む。
- ・放火抑止のため、建物周囲に可燃物を置かないよう注意する。

⑦建具やモノ資料の回収及び保管について

- ・老朽化により建造物から外れた建具や老朽化が進む建造物内に残存するモノ資料は、現状を克明に記録した後に一か所に集めて保管する。保管物は目録を作成して管理する。



老朽化により外れた木製建具（左：旧新良田配食場 右：十坪住宅「梅ヶ香」）

⑧その他

- ・地震などにより倒壊の恐れが生じた建築物及び工作物については、支保工や仮設の筋交いを設置するなど、速やかに倒壊防止措置を行う。

3. 世界文化遺産における近年の動向

3-1. 文化遺産の価値および保存管理に対する考え方の変遷「モノから人へ、専門家から地域社会へ」

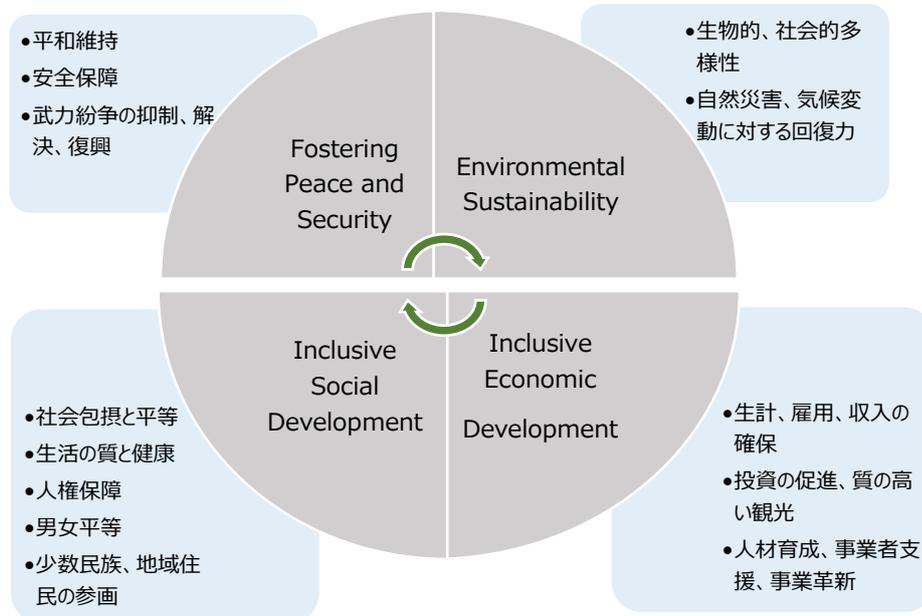
遺跡や建造物、特に人類史上における傑作と呼ばれる作品や科学技術の集大成としての文化遺産から、物理的素晴らしさだけでなく、近年はそれらが持つ「意味」や「意義」について価値を見出すようになってきていると言えよう。さらには、人々や社会と文化遺産の関り、文化遺産の保全管理における地域コミュニティの役割、社会的弱者の社会的包摂などが重要視されてきている。



・価値と属性への整理方法（参考例）

分類 (Category)	価値 (Value)	属性 (Attributes)	誰にとって？ (Beneficiaries)
社会的 social	調和、帰属意識、集合的記憶	儀式や行事、それらを行う場、役割や担い手	地域住民
精神的 spiritual	精神性の喚起、神聖さ	無形の文化、聖域、伝承、創作活動	地域住民
歴史的 historical	史実、変遷	土地利用、歴史的建造物、史料、口伝	専門家、研究者、国内外の人々
審美的 aesthetic	美しさ、荘厳さ	景観、自然現象	地域住民、観光客、来訪者、
経済的 economic	収入、雇用	農漁業、生産活動、観光事業	地元事業者、地域住民
etc.			

3-2. 文化遺産の価値および保存管理に対する考え方の変遷「文化か自然かではなく、自然と文化の共生」(Asian Regional Course on People-Nature-Culture 2021 の資料をもとに作成)



「基本的人権・平等・持続可能性」を中心に、文化遺産、人と社会、景観、生態系などの関係性をあらゆる角度から検討しながら文化遺産としての価値や属性を明らかにし、これらを包括的に保存管理していくことが求められているといえる。

長島愛生園の場合、差別の歴史(historical exclusiveness)だけでなく、患者間の同胞意識やつながり、信仰の場 (social cohesion) 、絵画や陶芸などの創作活動 (spirituality) 、家族に会えない苦しさや帰りたいと願う気持ち (feeling) 、島や海といった美しい景観 (context) 、来訪者に期待すべき経済効果 (economic value) 、人権問題や権利の平等 (human rights, equality) を啓発する場としての意義 (ethic value) などの多様な価値にも、目を向けていく必要がある。視点を長島島内に留めることなく、市全域、国内全域に徐々に視野を広げながら調査研究及び比較研究を行い、価値と属性を整理していくことで、長島が持つストーリー性(narrative)や OUV がより一層明確になっていくはずである。

その過程で、誰がその価値を享受するのか、どこまでの範囲を保全すれば文化遺産としての価値や属性を適切に保全していけるのかという点に意識を向けていくことで、保存管理 (management) に求められる利害関係者(stakeholder)や管理主体 (custodian, stewardship) が明確となり、緩衝地帯(buffer zone)の線引き (delineation) の検討に取り掛かりやすくなるであろう。

本書 113 ページにて指摘した瀬戸内市文化財保存活用地域計画にて長島のハンセン療養所にまつわるストーリーを「歴史文化」「文化資源」として位置付ければ、瀬戸市が持つハンセン病隔離の歴史

や文化遺産的価値を顕在化させ、人権回復のレジリエンスなストーリーに対する市民の認識を深めるとともに、長島内の構成要素（有形・無形を問わず）の悉皆的なリストアップ、島外の関連要素や施設群の整理、バッファゾーンの範囲を確定していくプロセスに役立つステップであると考え。

IV 参考資料

1. 総説関連
2. 各説関連
3. 国庫補助関連